

2.建築物石綿含有建材調査者講習登録規程への意見の提出方法

1) インターネットを使用する方法（ファックスを使用する方法は 12 ページへ）

パブリックコメント画面の表示

下記の URL をクリックしてください。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200032&Mode=0>

以下のような画面が出てきます。下図の→の箇所をクリックしてください。

パブリックコメント:意見募集中案件詳細

労働 / 安全衛生

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件(案)について

案件番号	495200032
定めようとする命令等の題名	建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件
根拠法令項	-
行政手続法に基づく手続であるか否か	行政手続法に基づく手続
問合せ先 (所管府省・部局名等)	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 電話:03-5253-1111(内線5511,5516)

案の公示日	2020年04月30日	意見・情報受付 開始日	2020年04月30日	意見・情報受付 締切日	2020年05月29日
意見提出が30日未満の場合その理由					

関連情報

意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案	- 意見募集要領  - 概要 
関連資料、その他	
資料の入手方法	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課にお問合せください。
備考	

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

意見提出フォームへ



ここをクリック

以下のような画面が出てきます。

パブリックコメント:意見提出フォーム

意見の入力

内容の確認

提出完了

注意事項

- ・意見提出締切日を過ぎた場合は、意見を提出できませんので、ご注意ください。
- ・使用可能な文字一覧に記載のない文字は入力が行えません。

[使用可能な文字一覧\[PDF:1.88MB\]](#)

案件番号	495200032
案件名	建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件(案)について
所管府省・部局名等	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 電話:03-5253-1111(内線5511,5516)
意見・情報受付開始日	2020年04月30日
意見・情報受付締切日	2020年05月29日

差し支えなければ、意見提出にあたっては、住所、氏名等の情報を入力してください。(任意)

郵便番号 【半角数字】	- 住所自動入力 例)100-8926
住所 【法人・団体等の場合は、主たる事業所の所在地】	 例)東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
氏名 【法人・団体等の場合は、法人・団体の名称、意見提出者の氏名】	 例)電子太郎
連絡先電話番号 【半角数字】	- - 例)01-2345-6789
連絡先メールアドレス 【半角英数字】	 例)aa@bb.cc.go.jp
連絡先メールアドレス(確認用)	

任意で住所、氏名等の必要事項を記入します。(記入しなくても大丈夫です。)

提出意見(必須)	空白、改行も1文字として取り扱われます。0文字/1500文字
----------	---

意見はここに記入します。次ページの参考意見を参考に記入して下さい。

個人情報の取扱いについて

1. 収集する情報の範囲

- (1)当サイトでは、利用者のインターネットドメイン名、IPアドレス、ブラウザの種類、端末のオペレーティングシステムの種類に係る情報を自動的に収集します。
- (2)パブリックコメント意見提出フォームのご利用に当たっては、意見募集府省の指定するところにより、案件ごとに、提出意見以外の項目(住所、氏名、連絡先メールアドレス)について記入が必要となる場合があります。

2. 利用目的

- (1)1(1)において収集した情報は、当サイトが提供するサービスの利便性を向上させるため、利用者によるサービスの利用傾向を分析する際の参考として利用します。
- (2)1(2)においてご記入いただいた住所、氏名、連絡先メールアドレス等は、意見募集に係る施策等を所管する府省等において、提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認に利用する場合があります。

音声による認証にはQuickTimeのプラグイン使用許可が必要です。

確認画面へ進む

記入が終わったらここをクリックします。

参考意見。これで 450 字です。最大 1000 字まで入ります。 コピペでもいいですが、できたら重要と思うものを選んだり、順番や言葉をかえてください。

1.制度全体について

「建築物の石綿調査は、特有の知識と技能が必要とされる難しい仕事である。一般建築物石綿含有建材調査者は、公的な資格制度として、実地調査・実地試験を行い、公的機関が管理し、罰則の適用、更新制度の運用、試験問題の管理を厳格に運用する必要がある。」

理由 英国では、調査を行う者は、BOHS Proficiency Module P402： Surveying and Sampling Strategies for Asbestos in Buildings（3 日間研修）の資格を取得した上で、調査に関する少なくとも 6 ヶ月のフルタイムの実地経験およびその後 5 回の調査の監査または評価を経て、独立や調査者としての活動が許可される。1～2 日の座学講習と試験の講習修了者が調査を単独で行うことは不可能である。

2.筆記試験について

修了者の知識を一定に保つことが重要であり、そのため修了考査は登録を受けた講習機関が独自に作成するのではなく、三省庁が関与して統一的に実施する必要がある。

「確認画面に進む」をクリックすると以下の確認画面が出ますのでご確認下さい。

パブリックコメント:提出内容の確認

意見の入力

内容の確認

提出完了

注意事項

- ・意見提出締切日を過ぎた場合は、意見を提出できませんので、ご注意ください。
- ・ブラウザの「戻る」ボタンはご使用になれません。画面下部に「戻る」ボタンがありますので、こちらのボタンをご使用ください。

案件番号	495200032
案件名	建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件(案)について
所管府省・部局名等	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 電話:03-5253-1111(内線5511,5516)
意見・情報受付開始日	2020年04月30日
意見・情報受付締切日	2020年05月29日
郵便番号	
住所	
氏名	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	
提出意見	1.制度全体について 「建築物の石綿調査は、特有の知識と技能が必要とされる難しい仕事である。一般建築物石綿含有建材調査者は、公的な資格制度として、実地調査・実地試験を行い、公的機関が管理し、罰則の適用、更新制度の運用、試験問題の管理を厳格に運用する必要がある。」理由 英国では、調査を行う者は、BOHS Proficiency Module P402: Surveying and Sampling Strategies for Asbestos in Buildings(3日間研修)の資格を取得した上で、調査に関する少なくとも6ヶ月のフルタイムの実地経験およびその後5回の調査の監査または評価を経て、独立や調査者としての活動が許可される。1～2日の座学講習と試験の講習修了者が調査を単独で行うことは不可能である。 2.筆記試験について 修了者の知識を一定に保つことが重要であり、そのため修了審査は登録を受けた講習機関が独自に作成するのではなく、三省庁が関与して統一に実施する必要がある。

赤囲みの数字を下の空欄に入力します。

■ 画像や音声による認証

いたずらによる機械的な意見提出を防ぐため、画像や音声による認証
提出内容に問題のないことを確認のうえ、次の画像に表示されている
字を入力し「提出する」ボタンを押してください。
音声を再生するには QuickTime が必要です。

この数字を下の空欄に入力します。

6 5 2 8 9 1 4 7

音声再生

画像や音声による認証入力欄【半角数字】

----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

音声が再生できない場合は、[QuickTime の最新版](#)をダウンロードしてください。

 QuickTime (配布元 Web サイトへ移動します)

提出する

戻る

「提出する」をクリックします。

これで終了です。

2. ファックスを使用する方法

次のページとその次のページを印刷して、必要事項（住所、氏名等）を記入して

FAX 番号:03-3502-1598

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 宛て
へ送って下さい。

[件名] 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する省令案に関する意見

[氏名] _____

[郵便番号・住所] _____

[電話番号] _____ [FAX番号] _____

意見

1.制度全体について

「建築物の石綿調査は、特有の知識と技能が必要とされる難しい仕事である。一般建築物石綿含有建材調査者は、公的な資格制度として、実地調査・実地試験を行い、公的機関が管理し、罰則の適用、更新制度の運用、試験問題の管理を厳格に運用する必要がある。」

理由 英国では、調査を行う者は、BOHS Proficiency Module P402：Surveying and Sampling Strategies for Asbestos in Buildings（3日間研修）の資格を取得した上で、調査に関する少なくとも6ヶ月のフルタイムの実地経験およびその後5回の調査の監査または評価を経て、独立や調査者としての活動が許可される。1～2日の座学講習と試験の講習修了者が調査を単独で行うことは不可能である。

2.筆記試験について

修了者の知識を一定に保つことが重要であり、そのため修了考査は登録を受けた講習機関が独自に作成するのではなく、三省庁が関与して統一的に実施する必要がある。